

(5) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解について、次のとおり専決処分をする。

令和4年8月8日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解する。

1 和解の相手方

甲 倉吉市

企業

乙 東京都港区

企業

2 和解の要旨

交通事故により生じた損害について

(1) 県側の過失割合を零とし、県が賃貸借契約により乙から借り受けている車両に生じた損害について、甲は、損害賠償金418,000円を乙に支払うものとすること。

(2) 県と乙が締結している賃貸借契約において、当該事故により生じる中途解約金272,580円について、乙は、甲が支払う損害賠償金をもって充て、県に請求しないものとすること。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和4年6月30日

(2) 事故発生場所

東伯郡北栄町大谷地内

(3) 事故の状況

鳥取県中部総合事務所所属の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方乙から借り受けている軽貨物自動車を運転中、路肩に停車していた際、後方から進行してきた和解の相手方甲所有の小型貨物自動車に追突され、双方の車両が破損したものである。